

手続開始通知

2024 年 5 月 31 日

異議申立人殿

独立行政法人 国際協力機構
異議申立審査役

貴殿の 2023 年 2 月 26 日付の異議申立（2024 年 2 月 13 日に受領、2024 年 2 月 20 日付受理）につき、以下のとおり手続開始の決定がなされたことをお伝え致します。詳細につきましては、同封の「検討結果」をご覧ください。

今後、約 2 ヶ月間にわたり、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン/異議申立手続要綱（2010 年 4 月）」に基づき、ガイドライン遵守・不遵守にかかる事実の調査、当事者間の対話の促進が行われます。このため、貴殿に対してヒアリングが行われる可能性があります。その場合、日時などは別途ご連絡致します。

貴殿の異議申立書については、今後ウェブサイトにて公開されることとなります。また、異議申立審査役が作成する報告書、本構の事業担当部署の意見書、及び当事者の意見書は、一連の手続後、ウェブサイトにて公開されることとなります。それら文書の公開に際しては、要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項を除き、公開されます。

詳しい手続については、

<https://www.jica.go.jp/about/organization/environment/objection/index.html>

をご覧ください。本構異議申立審査役までお問い合わせ下さい。

以 上

検討結果

1. 申立書の形式要件

全ての必要項目につき英語で記載されている。

2. 手続開始要件

(1) 申立人の要件

異議申立はプロジェクトの実施される国の 2 名以上の住民によりなされている。

(2) 対象プロジェクト

申立書から対象プロジェクトを特定した結果、JICAの協力事業であることが確認されている。

(3) 期間

案件に関するカテゴリ分類結果の情報公開以降、案件が終了するまでの期間に異議申立がなされている。

(4) 申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性

申立人は、申立人に対して生じた現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害について記載しており、更なる調査が必要。

(5) 申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実

申立人は、不遵守の条項および事実について相当程度合理性が認められる記載をしており、更なる調査が必要。

(6) ガイドライン不遵守と具体的被害の因果関係

申立人は、JICA のガイドライン不遵守と現実の被害または相当程度の蓋然性で将来発生すると考えられる被害との因果関係を記載しており、更なる調査が必要。

(7) プロジェクト実施主体との協議の事実

申立書では、申立人はプロジェクト実施主体との協議を試みたことが記載されている。

(8) JICA との協議の事実

申立人は事業担当部署と協議を行っている。

(9) 濫用の防止

申立書からは濫用の懸念はないと考えられる。

[END]